令和 5年度　維持管理状況（7月掲載）

＜株式会社環境技術研究所による測定結果＞

清掃工場名	焼却（処理）能力	炉番号	測定年月日	測定を行った位置	測定結果を得た年月日	ばい煙濃度（O_2 12％換算）				
						ばいじん	窒素酸化物	硫黄酸化物	塩化水素	全水銀
	t/日					g/㎥N	ppm	ppm	ppm	μg/㎥N
有明	400	1号炉		煙突中段						
		2号炉								
千歳	600	1号炉								
墨田	600	1号炉	令和 5年5月16日		令和 5年6月30日	<0.001	35	<1	<2	0.13
新江東	1,800	1号炉								
		2号炉								
		3号炉								
港	900	1号炉	令和 5年5月15日		令和 5年6月30日	<0.001	38	<1	<2	0.46
		2号炉	令和 5年5月30日		令和 5年6月30日	<0.001	38	<1	<2	0.30
		3号炉								
豊島	400	1号炉								
		2号炉	令和 5年5月8日		令和 5年6月30日	<0.001	28	<1	<2	0.50
渋谷	200	1号炉	令和 5年5月22日		令和 5年6月30日	<0.001	30	<1	<2	(0.03)
中央	600	1号炉								
		2号炉	令和 5年5月11日		令和 5年6月30日	<0.001	36	<1	<2	0.14
板橋	600	1号炉								
		2号炉	令和 5年5月29日		令和 5年6月30日	<0.001	33	<1	<2	0.18
多摩川	300	1号炉								
		2号炉	令和 5年5月12日		令和 5年6月30日	<0.001	35	<1	<2	0.60
足立	700	1号炉	令和 5年5月1日		令和 5年6月30日	<0.001	35	<1	<2	0.27
		2号炉								
品川	600	1号炉	令和 5年5月26日		令和 5年6月30日	<0.001	37	<1	<2	0.11
		2号炉								
葛飾	500	1号炉								
		2号炉	令和 5年5月10日		令和 5年6月30日	<0.001	32	<1	<2	0.26
世田谷	300	1号炉								
		2号炉	令和 5年5月31日		令和 5年6月30日	<0.001	28	<1	<2	(0.04)
大田 新	600	1号炉								
		2号炉								
大田 第一	600	1号炉	令和 5年5月9日		令和 5年6月30日	<0.001	36	<1	<2	0.09
		2号炉								
		3号炉								
練馬	500	1号炉	令和 5年5月25日		令和 5年6月30日	<0.001	32	<1	<2	0.49
		2号炉								
杉並	600	1号炉	令和 5年5月19日		令和 5年6月30日	<0.001	38	<1	<2	0.42
		2号炉								
光が丘	300	1号炉	令和 5年5月23日		令和 5年6月30日	<0.001	29	<1	<2	0.18
		2号炉	令和 5年5月24日		令和 5年6月30日	<0.001	29	<1	<2	0.13
目黒	600	1号炉	令和 5年5月17日		令和 5年6月30日	<0.001	35	<1	<2	0.07
		2号炉	令和 5年5月18日		令和 5年6月30日	<0.001	20	<1	<2	(0.02)

注：全水銀は環境省が提示した表記方法に則り、定量下限値未満で検出下限値以上の数値は括弧書きで示し、検出下限値未満を「不検出」とします。

令和 5年度　維持管理状況（7月掲載）

＜ユーロフィン日本環境株式会社による測定結果＞

清掃工場名	焼却（処理）能力	炉番号	維持管理計画値	測定年月日	測定を行った位置	測定結果を得た年月日	排ガス中のダイオキシン類濃度（O_2 12%換算）
	t/日		ng-TEQ/㎥N				ng-TEQ/㎥N
有　明	400	1号炉	1		煙突中段		
		2号炉	1				
千　歳	600	1号炉	1	令和5年4月27日		令和5年6月25日	0.000019
墨　田	600	1号炉	1				
新江東	1,800	1号炉	1				
		2号炉	1				
		3号炉	1				
港	900	1号炉	1	令和5年5月15日		令和5年6月25日	0.00000016
		2号炉	1				
		3号炉	1	令和5年4月24日		令和5年6月25日	0.00000010
豊　島	400	1号炉	0.5				
		2号炉	0.5	令和5年5月8日		令和5年6月25日	0.000015
渋　谷	200	1号炉	0.1	令和5年5月22日		令和5年6月25日	0.00000027
中　央	600	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1	令和5年5月11日		令和5年6月25日	0.00000033
板　橋	600	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
多摩川	300	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
足　立	700	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
品　川	600	1号炉	0.1	令和5年5月26日		令和5年6月25日	0.00000015
		2号炉	0.1	令和5年4月28日		令和5年6月25日	0.00000038
葛　飾	500	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1	令和5年5月10日		令和5年6月25日	0.00000012
世田谷	300	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
大田　新	600	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
大田　第一	600	1号炉	1	令和5年5月9日		令和5年6月25日	0.00000012
		2号炉	1				
		3号炉	1				
練　馬	500	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
杉　並	600	1号炉	0.1	令和5年5月19日		令和5年6月25日	0.00000025
		2号炉	0.1	令和5年4月26日		令和5年6月25日	0.00000027
光が丘	300	1号炉	0.1	令和5年5月23日		令和5年6月25日	0.00000014
		2号炉	0.1				
目　黒	600	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				

注：　維持管理計画値とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき届け出た値をいいます。これは、清掃工場等の維持管理のために自ら設定した管理値です。

塗りつぶしした部分は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排出基準値を示します。